別紙

答申第１４６号

第１　審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第２　審査請求及び諮問の経緯

１　本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和６年１１月１９日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づいて、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、令和６年１０月４日に発生した職員による暴力行為に対する処分決定に関する文書」について（以下「本件公文書」という。）、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　本件開示請求に対し、実施機関は、同年１１月２９日付けで、当該文書の存否を答えること自体が条例第５条第１号及び第３号により非開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に該当文書が存在するとしても条例第５条第１号及び第３号に該当するとして、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

３　上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年１２月５日付けで、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　実施機関は、令和７年１月１６日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第１６条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第３　請求人及び実施機関の主張の要旨

１　請求人の主張要旨

審査請求書、反論書によると、請求人の主張はおおむね次のとおりである。

今回の公文書開示請求の趣旨は、公務員が行った暴力行為に関して、岡山市として適正な調査を行い、岡山市懲戒処分の基準に関する要綱等に則り、所属長等の恣意的な判断によらず、厳正かつ公平に処分が行われているかを確認及び検証するものである。

よってこの趣旨を踏まえ、公正な行政運営の確保等の観点から、特定個人を識別することができる等の部分に関してはプライバシー等に配慮したうえで、できる限りの公文書を開示すべきであると考える。

なお、職員から聞き取った内容等の情報を開示することにより、関係職員からの率直な意見の聴取及び上司等の意思決定の中立性が不当に損なわれ、必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるおそれがあるとは必ずしも言えず、むしろ処分決定までの過程を検証し、問題点を明らかにすることにより、必要な具体的・客観的な情報の収集、意思決定における恣意的な取り扱いの排除及び中立性の確保に資するものと考える。

今回の公文書非開示決定は、岡山市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の市政への積極的な参加による市政の民主的発展に寄与するという目的から著しく反するものであり、到底認められるものではないと考える。

２　実施機関の主張要旨

請求人から公文書開示請求のあった「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇においー

て、令和６年１０月４日に発生した職員による暴力行為に対する処分決定に関する文書」に関しては、当該行為の調査に関連する文書を指しているものと思われるが、条例第５条においては、公文書の開示義務のある文書のうち例外規定が設けられており、今回の事案に関しては、同条第１号及び第３号に該当する文書で、開示義務のある公文書から除外されている。

除外される文書として、同条第１号においては、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定されており、また、同条第３号においては、「本市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定されている。

今回、請求人が求めている内容の文書は、ある特定の公務員に関して、上司等から注意・指導等を受けた事実に関する情報であると考えられるが、これらに関する情報は、公務に関連した情報の一面を有する一方で、個人の資質、名誉にかかわる当該職員固有の個人情報であり、同条第１号で非公開と規定する「個人に関する情報」に含まれることは明らかである。

また、職員から聞き取った内容等については、同条第３号に規定する

「本市の機関の内部の検討に関する情報」であり、これらの情報を開示することは、関係職員からの率直な意見聴取および上司等の意思決定の中立性が不当に損なわれ、必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなどのおそれがある。

加えて、当該文書の存否を答えること自体が、非開示とすべき前記情報を開示することとなるため、当該文書の存否を明らかにしないで非開示としたものである。

第４　審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

１　基本的な考え方

実施機関は、本件開示請求について、対象となる公文書の存否を答えるだけで、条例第５条第１号及び第３号で定める非開示情報を開示することとなるとして、条例第８条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する処分を行った。請求人は、この処分の取り消しを求めているため、以下、本件公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

２　存否応答拒否について

条例第８条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す

ることができる。」と規定している。

存否応答拒否は、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項・場所・分野等を限定した開示請求が行われたことにより、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えると、開示したのと同様の効果が生じること」（以下「要件１」という。）、「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること」（以下「要件２」という。）の２つの要件を備えていることが必要であると解される。

３　存否応答拒否の妥当性について

(1) 要件１の該当性について

本件開示請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には、個人名の記載はないものの、特定の日付、場所、事案内容が個別具体的に記載されており、本件開示請求は特定の個人による暴力行為の発生を前提としていることが認められる。

したがって、特定の個人に対する処分に関する文書の開示を求める本件開示請求に対し、当該文書の存在を前提とした開示決定等を行った場合は、当該個人に処分の検討があったという事実が明らかとなり、不存在を理由に非開示決定を行った場合には、当該個人に対する処分の検討が無かったという事実が明らかになることから、要件１に該当するといえる。

(2) 要件２の該当性について

ア　条例第５条第１号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書において、「ア　法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ　当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報は、開示しなければならない旨規定している。

イ　本件開示請求書には、特定の日付、場所、事案内容が具体的に記載されており、これらを前提として開示される情報は、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が推察・識別され得る情報と認められるため、本件開示請求に係る情報は、非開示として保護すべき条例第５条第１号に規定する個人に関する情報に該当するものである。

ウ　次に、本件開示請求に係る文書が仮に存在するとして、条例第５条第１号のただし書ア、イ及びウに該当するかどうかについて検討する。

特定の個人に対する処分の検討を行ったか否かということは、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ

とが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アに該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは言えないため、同号ただし書イにも該当しない。また、処分の検討が行われたという情報は、処分の原因が職務遂行上の行為であったとしても、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する情報であると認められることから、同号ただし書ウにも該当しない。

したがって、本件開示請求に係る情報は、条例第５条第１号の本文に該当し、要件２に該当するといえる。

以上のことから、本件公文書の存否を答えるだけで、条例第５条第１号に規定する非開示情報を開示することとなると認められ、同条第３号の該当性の判断を要しない。したがって、条例第８条に基づき存否応答拒否した実施機関の決定は、妥当である。

４　結論

以上の理由により、当審査会は、「第１　審査会の結論」のとおり判断するものである。

第５　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年　月　日	処理内容
令和７年　１月１６日	諮問書の収受
令和７年　１月２１日	請求人側反論書の収受

令和７年　８月２２日	審議
令和７年　９月１２日	処分庁から主張書面の収受
令和７年　９月２９日	審議
令和７年１０月２４日	審議
令和７年１１月１９日	審議
令和７年１２月２２日	審議
令和８年　１月２８日	答申